

高橋康文著『詳解 新しい信託業法』

井上 聡

1. 本書の位置づけ

本書は、昨年末に改正された信託業法の立法担当者による解説書である。信託業法は、信託法と同じく、1922年に制定されてからほとんど改正されていなかったが、近年、社会のニーズに応じた改正を求める実務界からの声が強くなっていた。2003年に入ってから、とりわけ、知的財産権等に係る信託業務の解禁（受託可能財産の範囲の拡大）および金融機関以外の信託会社による新規参入の推進（信託業の担い手の範囲の拡大）が喫緊の課題とされるに至ったため、信託業法については、信託法の改正を待たずに先行して全面改正されたのである。

もともと、新しい信託業法は、もともと予定されていた2003年秋の臨時国会への提出が見送られ、2004年の通常国会においても継続審議とされ、結局、同年11月26日に臨時国会においてようやく成立し、同年12月3日に公布された。このように立法過程において予定が遅れてしまったことに加え、新しい破産法の施行に伴う技術的な理由もあって、信託業法は、公布後まもない12月30日に施行された。公布から施行までの1か月足らずの間に、信託業法施行令・同施行規則をはじめとする政令・府省令（以下、「政府省令」という。）の案と信託会社等に関する総合的な監督指針（以下、「ガイドライン」という。）の案がそれぞれパブリックコメントに付され、コメントが締め切られ、コメントに対する金融庁の回答が公表されたことになる。早期の施行を実現させた関係者の努力には頭が下がるが、法の具体的な適用または解釈のための細則または指針を作る過程で実務との対話を通じた十分な検討期間が設けられなかった

点は、いささか不幸であったといえよう。

実務家の観点からすると、信託業法の施行時期は、3月末に決算期を迎える多くの日本企業が、年度末までの実施を目標として最も活発に不動産や金銭債権を証券化したり売却処分したりする時期と重なっていた。そのため、2005年初頭から3月末までの期間においては、信託を利用したこれらの取引を検討し実施する過程で、信託業法、政府省令もしくはガイドラインの具体的な意味内容または適用範囲が必ずしも明確でない点や、それらの文言またはパブリックコメントに対する金融庁の回答が従来の実務を否定するかのようには思われた点などについて、実務界の一部に動揺や混乱が見られた。

本書は、そのような状況下で、信託業法の施行直後に出版され、実務家がこぞって参照した必携の書である。著者は、そのはしがきにおいて、「信託業法の制定の際における考え方の紹介を行うことを主眼として、信託業法の策定作業にかかわった筆者が個人的見解を基に解説を行ったものが本書である」と述べている。監督官庁による信託業法の解釈は、その業法としての性格上、実務において決定的な意味を持つ。本書の著者が立法作業にかかわった金融庁の担当官である以上、その見解は、「個人的見解」であるとしても金融庁の見解を反映している場合が多いであろうから、大きな影響力を持つといえてよいだろう。

ただし、後にも述べるように、信託業法の施行以来、金融庁によるその解釈には、一定の軌道修正ないし具体化がなされているように窺われる。したがって、実務に携わる者は、本書を読むにあたり、パブリックコメントに対する金融庁の回答のほか、金融庁がホームページ等を通じて公表している「信託業法 Q&A」等をあわせて参照する必要がある。

2. 本書の内容

(1) 第1編 信託業法の改正

本編では、まず信託の仕組みや機能を簡単に説明したうえで、今回の信託業法の改正の背景を紹介し、それに続けて新しい信託業法全体を概観

文献紹介

している。その記述は正確かつ簡明で、新しい法律の解説書として適切な導入部となっている。

本編に限られないことだが、著者は、信託業法の解説書としての本書の実務的な価値を十分に自覚し、その性格を失わないように気をつけながらも、将来の信託法の改正、証券取引法の改正、さらには投資サービス法の制定等を視野に入れていることが随所に窺われる。たとえば、信託業の規制のあり方について、「信託類似の法制度を含め、資産運用型の集団投資スキーム、資産流動化型の集団投資スキームについては、法形式や投資対象の如何を問わず、経済的な機能として、投資家から集めた資金をプールし、専門家がなんらかの資産に投資する仕組みについては、開示規制、組織規制、行為規制、商品規制を異なることがないようにすべきとの指摘もあるが、今回はそのような検討までは行われていない」などと述べ、これから投資サービス法に関する議論の中で行われるべき検討の内容を予想するものになっている。そのような今後の制度の方向性を考える際に、本編の末尾に掲載されている信託業と他の金融業との比較表（図表10）は、有用なものといっていよう。

（2） 第2編 信託業法

本編は、信託業法の逐条解説となっており、本書の主要な部分を占めている。第1章では定義規定等の総則を扱い、その後続けて信託会社（第2章）、外国信託業者（第3章）、指図権者（第4章）、信託契約代理店（第5章）、信託受益権販売業者（第6章）の順で条文に沿って規制対象者ごとに信託業法の規制を解説し、第7章で行政機構内の権限分配等を定める雑則を概観し、第8章で各規制対象者に適用される罰則規定を整理して、本編を締めくくっている。

ここでも、その記述は簡にして要を得ており、この紙幅の解説書としては過不足がない。また、複雑な概念や新しい概念の説明には、図表を用いて読者の理解の便宜を図っている。たとえば、信託業法において「密接な関係を有する者」という概念は、管理型信託業と一般の信託業を区別したり利益相反取引の適用範囲を画したりするうえで重要である

にもかかわらず、証券取引法上のファイアーウォール規制等に馴染みのない読者にとってはわかりにくいものであるが、概念図(図表11)を用いてその範囲を一覧できるようにしている。また、図表12や図表13は、新たな規制対象の位置づけや規制相互の関係を理解するうえで役に立つ。さらに、信託業または信託関連業務への新規参入を検討している者にとって、法人の欠格事由を一覧化した図表14および個人・法人役員の欠格事由を一覧化した図表15は、ネガティブチェックリストとして利用できるものであろう。TLO(技術移転機関)に対する信託会社に関する規定の適用関係を示す図表18および外国信託会社に対する信託会社に関する規定の適用関係を示す図表19は、準用の多いそれぞれの規制を参照する際に便利なものといえよう。

もっとも、本書の価値は、このような「便利さ」ととどまるものではない。信託業法は、信託法の実体規定、特に受託者の義務に関する規定について、業法としての観点から強行法規と見られる規定を置いているが、本書は、その意味するところについて具体的な解釈を示している。たとえば、信託会社がその職員等を履行補助者として使用することや信託財産を他の信託会社に再信託することは信託業法22条に定める信託業務の委託に該当しないこと、信託業法23条に基づく信託会社の責任は民法715条に定める使用者責任と同様に解されるべきこと(免責が困難であること)、信託業法28条2項は(信託行為による責任の加重軽減にかかわらず)行政上の規範として受託者に善管注意義務による信託事務の処理を求めるものであること、信託会社が自ら引き受けた信託の受益権を取得することは信託業法29条2項が原則として禁ずる自己取引に該当しないことなどである。また、信託業法26条に基づき信託契約締結時に委託者に交付すべき書面の記載事項について、どの程度の記載を要するかを具体的に記述している点は、実務上おおいに参考になる。そのほか、本書は、企業グループ内信託の届出が信託契約ごとに必要となる旨を明確に述べている。このように、本書は、信託業法、政府省令もしくはガイドラインの具体的な意味内容または適用範囲をいくつかの点で明確化しており、その観点からも価値のあるものとなっている。

文 献 紹 介

もちろん、まったく不満がないわけではない。実務上の関心の高い点、たとえば、どのような業務の委託に対して信託業法22条が適用されるのか、あるいは、信託業法29条2項が適用される利益相反取引に関し「取引の概要」として信託契約にどの程度の記載が求められ、何をもって「信託財産に損害を与えるおそれがない」といえるのかなどについても、具体的な解釈基準が示されたとすれば、本書の意義はより大きなものとなっていたであろう。また、既に述べた信託契約締結時の交付書面の記載事項のうち、「その他内閣府令で定める事項」（信託業法26条1項16号）の中で実務上特に問題となっている「損失の危険に関する事項」（信託業法施行規則33条7項1号）については、その具体的な記載内容に触れられていない点が惜しまれるし、「信託財産に関する租税その他の費用に関する事項」（信託業法26条1項12号）については、その費目と見積額の記載が求められるとしている点には異論があるだろう。

新しい法律の施行直後に世に出された立法担当者による解説書として注目されたという面では、本書は、少なくとも発売直後の数か月に関して言えば、実際のところ、いくつかの点において実務の懸念をむしろ裏付けることとなった。たとえば、本書は、信託業法上、信託会社と委託者の間に立って中立的な立場で信託契約の締結の媒介を行ういわゆるブローカーは認められず、媒介を行うとすれば信託契約代理業の登録をしなければならないとしているが、これと同様の解釈がパブリックコメントに対する金融庁の回答においても示されたことから、信託業法は、所属信託会社のために行う媒介以外の媒介、具体的には委託者のための証券化取引等のアレンジャー業務を不可能ならしめるのではないかという点が大きな問題となった。また、自らが有する信託受益権であっても営業として（反復継続して）売却する場合には信託受益権販売業に該当すると述べている点については、ガイドライン等によって一定のセーフ・ハーバーが示されていたものの、そのセーフ・ハーバーに該当するか否かが明確ではない事案においては、証券化取引等のオリジネーターが信託受益権販売業の登録を求められ、その業務規制を受けるのではないかという懸念を生じさせることとなった。本書が示したこれらの解釈は、

信託業法の条文からすればある意味で自然なものであり、本来は立法により解決すべき問題ではあるのだが、これらの点については、信託業法の成立後の実務との対話を受けて、金融庁から、信託業法 Q&A 等を通じ、より現実的ないし具体的な解釈が示されるに至っている。

(3) 第3編 信託業法に関連する法律との関係

第3編は、信託法との関係(第1章)、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律との関係(第2章)、担保附社債信託法との関係(第3章)、投資信託法等との関係(第4章)、その他の信託業について特別の規定がある法律との関係(第5章)、金融商品販売法等との関係(第6章)および他法令における信託会社の取扱い(第7章)から構成されている。ここでは、他の法律との適用関係や経過措置など、条文から読み取ることが必ずしも容易ではない諸点について、丁寧かつ正確な説明がなされており、立法担当者の面目躍如といったところである。

具体的には、信託法との関係について、信託業法が信託法の特別法であることのほか、法制審議会の信託法部会において現在検討が進められている信託法の改正について簡単に触れている。金融機関の信託業務の兼営等に関する法律との関係については、信託兼営金融機関に対する信託業法の規定の準用(図表21)に加え、歴史的経緯から複雑化している不動産関連業務その他の兼業規制に関する信託業法との相違点を説明し、現に信託業を営んでいる信託兼営金融機関に対する改正法の適用に関する経過規定にも言及している。その中では特に、信託業務の委託に関しては、既に締結済みの信託契約に基づく信託についても、施行日以降に行われる業務の委託に対し原則として改正法が適用されることに留意すべきであろう。担保附社債信託法との関係については、信託業法と担保附社債信託法との適用関係に加え、担保付社債に関する銀行法および金融機関の信託業務の兼営等に関する法律との適用関係を明らかにしている。投資信託法等との関係については、主として有価証券に対する投資として運用する合同運用金銭信託に対する投資信託法の適用関係等が説明され、次いで、資産流動化法との関係、貸付信託法との関係、商

文 献 紹 介

品ファンド法との関係、特定債権法との関係、不動産特定共同事業法との関係に言及している。その他の信託業について特別の規定がある法律との関係については、保険業法、著作権等管理事業法、農業協同組合法等との関係が説明されている。さらに、金融商品販売法、本人確認法、有価証券投資顧問業法、貸金業法、宅地建物取引業法および税法との関係を述べ、最後に、他法令における信託会社の取扱いの説明をもって本編を締めくくっている。

3. 若干の感想—信託業法の第二次改正に向けて

本書は、信託業法の解説書として無二の存在感を持つが、それとともに、信託業に対する規制のあり方が今後議論されていくべきことにも目配りして、読者に対し、信託業法が完成されたものではないことを意識させるものとなっている。

確かに、信託を取り巻く法制度と実務のいずれもが、現在大きく変わりつつある。信託業は、もはや信託銀行だけのものではないし、営業信託は、もはや金融取引の範囲にとどまらない。信託を、会社と並ぶ財産帰属主体（ビークル）と捉えることも可能であるし、財産の移転を伴うサービス提供契約と捉えることも可能であり、あらゆる財産のあらゆる方法による管理、運用または処分のいずれもが含まれうる。その引受けを業とする者を規制する業法とはいったい何なのだろうか。株式会社であること自体は業ではないし、サービスの内容を問うことなしに、一般的に「請負業法」や「委任業法」を想定することは困難である。なぜ、信託だけについて、信託法の規律とは別の業法規制が必要なのか。まずはそこから問い直す必要があるように思われる。

すなわち、信託業は、結局のところ、販売・勧誘、資産運用・助言、資産管理に分解されるのではないか。信託だからということではなく、信託事務の内容によって、それぞれの業務規制を及ぼせば足りるのではないか。それが、現在議論されている投資サービス法制定の方向とも整合的なのではないか。そういった問題意識が一方にある。

他方、信託業を各要素に分解することにより総体としての業態の把握を不正確にしてしまう面があるとすれば、信託業法には独自の存在価値があるはずである。財産を譲り受け、財産の名義人となって受益者のために当該財産を一定の目的に従って管理、運用または処分する受託者の姿を特に取りあげ、独自に規制することがどのように有用であるのか。そういう観点から、信託業の規制のあり方を問うべきではないだろうか。すなわち、信託業法という法の括りを今後も仮に維持するとしても、信託の引受けを業としている者に適用されるべきすべての規制を盛り込もうとするのではなく、投資サービス法に委ねるべき部分や、主として個人投資家を念頭に置いた投資者保護法・消費者保護法に委ねるべき部分を意識しながら、議論を深化させていくべきではないだろうか。その際、信託の中身が、単なる荷物預かりに近いものから積極的な資産運用やさらには一種の事業を内容とするものまで、幅広く多岐にわたる可能性があることや、受益者の属性や数にはさまざまなものがあることを前提としたうえで、信託法の規律だけでは不十分であるのか否か、強行法規により受託者に義務を課すべきであるのか否かを吟味すべきであるように思われる。

現実に世の中で行われる信託のほとんどは、業として引き受けられるものである。それを考えると、信託業の規制のあり方次第で、わが国において「信託」という人類の知恵が多くの人によって利用されるか否かが決まるといっても過言ではない。

本書は、現に存在する信託業法の規制の全体像を正確に示してくれるとともに、その今後のあり方の重要性を改めて感じさせてくれる。今後の信託業法の改正が広い視野でなされることを期待して、筆をおくこととする。

(長島・大野・常松法律事務所 弁護士)

[高橋康文著『詳解 新しい信託業法』第一法規, 2005年, A 5判, 322頁, 定価 (3,800円+税)]